



2006年5月25日

各 位

株 式 会 社 メ イ テ ッ ク
代表取締役社長 西 本 甲 介
東京都港区赤坂8丁目5番26号
(コード番号9744 東証・名証第一部)
(URL <http://www.meitec.co.jp>)
問合せ先 広報部長 足立 博之
(TEL 03 - 5413 - 2600)

定款の一部変更の修正に関するお知らせ

当社は、平成18年5月24日開催の取締役会において、平成18年5月10日開催の取締役会にて決議いたしました定款の一部変更(平成18年5月10日開示)について修正する決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 今回修正する定款変更について

平成18年6月22日開催予定の第33期定時株主総会に付議する定款変更案第37条において、会社法第427条第1項に基づき会計監査人との間で責任限定契約の締結が可能となる旨を規定し、併せて、会社法第426条第1項による会計監査人の責任免除を規定しておりましたが、再度検討を重ねた結果、先の実取締役会決議を修正することとしたものです。

2. 修正内容

旧変更案第37条を全部削除し、旧変更案第38条以下の条文の条数を繰り上げます。

【旧変更案】

第6章 会計監査人

(会計監査人の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、会計監査人の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令が規定する額に限定する契約を締結することができる。



第7章 計算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

2. 未払の配当財産には利息をつけない。

【新変更案】

~~第6章 会計監査人~~

~~(会計監査人の責任免除)~~

~~第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。~~

- ~~2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、会計監査人の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令が規定する額に限定する契約を締結することができる。~~

第6章 計算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

2. 未払の配当財産には利息をつけない。